

東邦大学学術リポジトリ

Toho University Academic Repository

タイトル	介護施設における介護職員が喀痰吸引を実施する際の看護職員の支援
別タイトル	Nursing staff support provided to care staff performing mucus aspiration at long term care facilities
作成者（著者）	佐藤, 亜月子
公開者	東邦大学
発行日	2020.09
掲載情報	東邦大学大学院看護学研究科 博士論文 内容の要旨及び審査結果の要旨. 67.
資料種別	学位論文
内容記述	主査：横井郁子 / 介護施設における介護職員が喀痰吸引を実施する際の看護職員の支援 / 著者：佐藤亜月子 /
著者版フラグ	none
報告番号	32661 甲第986号
学位授与年月日	2020.09.28
学位授与機関	東邦大学
メタデータのURL	https://mylibrary.toho-u.ac.jp/webopac/TD28183970

博士學位論文

論文内容の要旨

および

論文審査の結果の要旨

東邦大学

博 士 論 文 要 旨

看護学研究科看護学専攻 基盤・実践看護 分野	学籍番号 ND12003 氏 名 佐藤 亜月子
論文題目	介護施設における介護職員が喀痰吸引を実施する際の看護職員の支援
<p>【研究背景】 介護施設は、超高齢社会の影響により施設での高齢化が進み、医療依存度が高い高齢者が増えたことで、医療ニーズが高くなっている。そのような背景から 2012 年に社会福祉士および介護福祉士法が一部改訂され、介護職員は一定の条件のもと喀痰吸引の実施が可能となった。それと同時に、介護職員への喀痰吸引等研修も開始されたが、喀痰吸引は、手技において複雑な動作を伴い、慣れない医療器具を使用することから、看護職員でも手技を習得することは難しい。実際、介護職員の 31.3%でインシデントがあったと報告がされている（高橋，2012）。介護職員の喀痰吸引の技術については、研修の受講だけでは習得は困難であるという報告（井口，2011）はあるものの、その実態は明らかになっていない。また介護老人福祉施設では入所者 100 人に対して看護職員数は 3 名であり、夜間の看護職員の配置は義務づけられていないため、ほとんどの施設において夜間は介護職員が医療的ケアを実施している現状がある。介護施設において、医療的ケアの指導および支援を担うのは看護職員であることから、医療的ケアを安全に提供できるようにすることは看護職員の責務である。本研究では、介護職員の喀痰吸引の技術の習得状況の実態を明らかにするとともに、看護職員が行っている支援内容を明らかにすることを目的とする。これは、介護職員の医療的ケアにおける看護支援のあり方の基盤構築を目指すものである。</p> <p>【研究方法】 この研究は、第 1 調査と第 2 調査の 2 段階で構成されている。第 1 調査では、質問紙による全国調査を実施した。対象は、全国の都道府県単位の老人福祉法・介護保険法関係の登録特定行為事業所の登録事業者名簿から都道府県ごとに無作為抽出法にて介護施設 700 施設を抽出し、同意が得られた施設の介護職員である。質問紙調査を郵送法にて実施した（承認番号 28026）。質問紙の項目は、基本属性、マニュアルの有無、不安やインシデント有無、介護職員のテキストを参考にして作成した喀痰吸引の一連の手順にそった知識と技術を尋ねる項目（山元 2014）等である。分析は、記述統計、技術習得状況に影響を与える要因を明らかにするために、技術習得状況と研修の受講の有無や介護職員が経験した不安や困難とヒヤリハット・失敗の経験等で χ^2 検定を実施した。不安などの内容は自由記載で回答を求め、質的帰納的に分析を行なった。第 2 調査では、第 1 調査で協力が得られた 72 の介護施設に協力のポスターを郵送し、看護職員へインタビューの協力依頼をした（承認番号 2019004）。方法は、看護職員が行っている支援内容について半構造化面接法を行なった。インタビューした内容を逐語録に作成し、看護職員が喀痰吸引を実施する際の介護職員に行っている支援の視点でデータの意味を読み取り、1 つの内容を表す記述をコード化し、類似性を確認しカテゴリ化した。</p>	

【結果および考察】第1調査の質問紙の回収率は624名(26.2%)であり、有効回答数は332名(53.2%)であった。喀痰吸引に必要な知識は、「理解している」と「まあ理解している」を合わせて90%以上であった。一連の喀痰吸引の技術習得状況は、準備、実施、片付けの各段階において「できる」「まあできる」合わせて4項目以外は90%以上であった。このことから介護職員は喀痰吸引の一連の技術習得はおおよそできると自己評価をしていることがわかった。喀痰吸引等の研修を受講の有無と介護職員と技術習得状況は有意な関連があり、研修を受講することの有用性が確認された。しかし、技術の自己評価が高い一方で69.0%の介護職員が不安や困難を経験しており、ヒヤリハットは28.3%の介護職員が経験していた。不安や困難な経験は、ヒヤリハット・失敗の経験と有意な関連が認められた($p < 0.001$)。自由回答欄に記載された不安や困難の内容は「出血・嘔吐・チアノーゼの出現時の不安」、「実施した内容が判断できない不安」「不安定な状態にある利用者へ実施することの困難」「拒否する利用者へ実施することの不安」など、利用者の予期せぬ反応に判断できないことや利用者の特徴に合わせて実施ができないことであった。第1調査の結果を踏まえ、第2調査では、介護職員と連携・調整を担っている看護管理者を対象に喀痰吸引時に実施している介護職員支援を明らかにした。その結果、看護職員は**【介護職員を尊重し介護職員の技術や判断を信頼している】****【介護職員の個々の背景を考慮して関わる】**ことがわかった。また、**【安全に実施できる利用者を選定する】****【利用者の状態を整えておく】**といった安全と負担を考慮した支援が行われていた。実施場面では、チューブを挿入する時の角度や開口時の注意点、看護師に連絡する目安など**【利用者の特徴に合わせた方法やタイミング、コツを伝える】**支援をしていた。喀痰吸引は、その場での状況判断が求められるため、医学的知識は欠かすことができない。看護職員は医療職であり、介護職員が実施する医療的なケアを保障することは責務である。今後、介護施設において、医療的ケアを提供する機会は増えることが予想される。看護職員は介護職員の多岐にわたる教育背景を踏まえながら個々に合わせて、安全に実施できるような教育的支援も必要であると考え。実際、**【学びの場を提供する支援】**も行っていたが、体制が整っているとは言い難い。単なる技術習得支援ではなく、医療職でない者が抱く不安も考慮した学びの機会を設けることは、医療的ケア実施における看護支援の重要なあり方であることが示唆された。

博士学位論文審査結果の要旨

学籍番号：ND12003（基盤・実践看護学分野）

氏名：佐藤亜月子

論文題目：介護施設における介護職員が喀痰吸引を実施する際の看護職員の支援

Nursing staff support provided to care staff performing mucus aspiration at long-term care facilities

審査日時：2020年9月3日 18:30～20:00

審査場所：第4講義室

審査委員：主査 横井郁子教授 副査 岸恵美子教授、菊池麻由美教授

喀痰吸引は医行為であり、看護職が保健師助産師看護師法の診療の補助として実施しているものであった。それが在宅療養をするALS患者の吸引に関する実態調査から2003年にはヘルパーによる実施を認め、以後、実態に即して吸引実施者が看護職の枠から徐々に広がっていった。そして、2012年4月「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護職員の一定の条件のもとでの喀痰吸引の実施が可能となったが、インシデントおよび技術習得の困難さを示す報告もみられている。

このような背景に対して、介護職が喀痰吸引実施の場にいる看護職の役割・支援の具体的内容が不明確であることを問題視し、取り組んだ研究である。

本論文は医行為である喀痰吸引が介護職に拡大された社会的背景、介護職の資格および教育背景、介護職の喀痰吸引に関する文献検討、2つの調査—(1)介護施設で喀痰吸引を実施している介護職員の技術習得自己評価(質問紙調査)、(2)現場看護職の介護職員への支援(面接調査)—、看護への示唆で構成されている。(1)の介護職員の技術習得自己評価の調査では、対象者が自身の知識、技術を高く評価していることを明らかにした。その一方で不安は高く、自由回答の記述から、ケア実施時の高齢者の反応に合わせた個別の技術提供に不安を感じていることを分析している。(2)の研究協力の得られた看護師の面接調査では、マニュアルにはなりにくい吸引の“コツ”や看護師に連絡する目安等、具体的支援を明らかにするとともに、介護職を専門職として意識してかかわる姿勢が支援の根底にあることを見出した。さらに、様々な教育背景、経験を持つ介護職員に対して個別的なかわりをしていくことも明確となり、単なる技術研修ではない学びの場の必要性を考察の中で発展させていた。

審査では、(1)の有効回答率の低さについて指摘された。それに対して、未回答部分の扱い方、質問紙のデザイン等、複数の側面から検討した結果であることが説明された。(2)の研究方法について(1)の結果をどのように反映させたかについての口頭説明は明確であったものの、記述のわかりづらさが指摘された。また、カテゴリ名の抽象化についての審査教員からの意見に対し、再考しながら自身の意見を述べ議論を深めることができていた。

介護職員の喀痰吸引の実態と看護職員の支援が明らかになったことを受けて、最終考察の議論が尽くし足りない部分はあるものの、介護職員の問題がなぜ看護の課題となるのかを明らかにした論文であり、これからの看護(医療)と介護(福祉)の連携・協働の発展に寄与するものであ

る。よって、学位規定第2条に定める博士（看護学）の学位を授与するに値すると認め、最終試験ならびに論文審査において「合格」と判断した。